

大阪市条例第60号

大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(<u>道路予定区域</u> の占用料等) 第10条 法第91条の規定による <u>道路予定区域</u> の占用料等に関しては、この条例の規定を準用する。 別表（第2条関係） [表 別紙2 挿入]	(<u>道路予定地</u> の占用料等) 第10条 法第91条の規定による <u>道路予定地</u> の占用料等に関しては、この条例の規定を準用する。 別表（第2条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有許可期間中の占有料について適用し、施行日前の占有許可期間中の占有料の額については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、占有許可期間が1年以内の占有で、施行日前に許可を受けたものに係る占有料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

[別表 別紙1]

占有物件		単位	占有料		
			道路の等級		
			特等	1等	2等
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱並びにその支柱及 び支線柱	1本につ き1年	<u>4,600円</u>		
	第2種電柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>7,000円</u>		
	第3種電柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>9,500円</u>		
	第1種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>4,100円</u>		
	第2種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>6,500円</u>		
	第3種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>9,000円</u>		
	その他の柱類		<u>410円</u>	<u>270円</u>	<u>180円</u>
[同左]					
路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>4,000円</u>			
地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2,400円</u>			
変圧塔、送電塔その他これに 類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	<u>8,200円</u>			
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>3,400円</u>			
その他のもの	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>8,200円</u>	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>170円</u>		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>240円</u>		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>370円</u>		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>490円</u>		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>730円</u>		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>980円</u>		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,700円</u>		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>2,400円</u>		
	外径が1メートル以上のもの	<u>4,900円</u>				
その他のもの		占用面積	<u>2,400円</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	<u>8,200円</u>	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>	
[同左]			[同左]			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	近傍類似の土地の時価に <u>0.005</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を		

				乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.01</u> を乗じて得た額		
	鉄道施設又は軌道施設に設ける購買施設その他の物件			近傍類似の土地の時価に <u>0.01</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			<u>11,200円</u>	<u>7,400円</u>	<u>5,000円</u>
	地下に設ける通路			<u>6,700円</u>	<u>4,500円</u>	<u>3,000円</u>
	その他のもの			<u>8,200円</u>	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			占有面積 1平方メートルにつき1日	<u>220円</u>	<u>150円</u>	<u>100円</u>
法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板	[同左]	表示面積	[同左]		
		その他のもの	1平方メートルにつき1年	<u>22,000円</u>	<u>14,900円</u>	<u>9,900円</u>
	標識		1本につき1年	<u>6,500円</u>		
	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。）第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>8,200円</u>	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>
	法施行令第7条第3号に掲げる施設			近傍類似の土地の時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額		
	法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき1月	<u>2,200円</u>	<u>1,500円</u>	<u>990円</u>
	法施行令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占有面積 1平方メートルに	近傍類似の土地の時価に <u>0.011</u> を乗じて得た額		

設	もの	つき1年			
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額		
法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		近傍類似の土地の時価に <u>0.011</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額		
法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		近傍類似の土地の時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額		
法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.011</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額		
法施行令第7条第12号に掲げる器具					
その他のもの			8,200円	5,400円	3,600円

[備考 同左]

[別表 別紙2]

占用物件		単位	占用料		
			道路の等級		
			特等	1等	2等
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱並びにその支柱及 び支線柱	1本につ き1年	<u>5,200円</u>		
	第2種電柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>8,000円</u>		
	第3種電柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>10,800円</u>		
	第1種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>4,600円</u>		
	第2種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>7,400円</u>		
	第3種電話柱並びにその支柱 及び支線柱		<u>10,200円</u>		
	その他の柱類		<u>460円</u>	<u>310円</u>	<u>210円</u>
[略]					
路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>4,600円</u>			
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2,800円</u>			
変圧塔、送電塔その他これに 類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	<u>9,300円</u>			
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>3,900円</u>			
その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>9,300円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,100円</u>	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>200円</u>		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>280円</u>		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>420円</u>		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>560円</u>		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>840円</u>		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,120円</u>		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,000円</u>		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>2,800円</u>		
		外径が1メートル以上のもの		<u>5,600円</u>		
その他のもの		占用面積	<u>2,800円</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	<u>9,300円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,100円</u>	
[略]			[略]			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	近傍類似の土地の時価に <u>0.004</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.006</u> を		

				乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.007</u> を乗じて得た額		
	鉄道施設又は軌道施設に設ける購買施設その他の物件			近傍類似の土地の時価に <u>0.009</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			<u>14,400円</u>	<u>9,600円</u>	<u>6,400円</u>
	地下に設ける通路			<u>8,600円</u>	<u>5,800円</u>	<u>3,800円</u>
	その他のもの			<u>9,300円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,100円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設			占有面積 1平方メートルにつき1日	<u>290円</u>	<u>190円</u>	<u>130円</u>
法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板	[略]	表示面積	[略]		
		その他のもの	1平方メートルにつき1年	<u>29,000円</u>	<u>19,200円</u>	<u>12,800円</u>
	標識		1本につき1年	<u>7,400円</u>		
	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。）第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>9,300円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,100円</u>
	法施行令第7条第3号に掲げる施設			近傍類似の土地の時価に <u>0.031</u> を乗じて得た額		
	法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき1月	<u>2,900円</u>	<u>1,900円</u>	<u>1,280円</u>
	法施行令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占有面積 1平方メートルに	近傍類似の土地の時価に <u>0.008</u> を乗じて得た額		

設	もの	つき1年			
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に <u>0.017</u> を乗じて得た額		
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.025</u> を乗じて得た額			
法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	近傍類似の土地の時価に <u>0.010</u> を乗じて得た額			
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.007</u> を乗じて得た額			
法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	近傍類似の土地の時価に <u>0.022</u> を乗じて得た額			
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.007</u> を乗じて得た額			
法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.010</u> を乗じて得た額			
	上空に設けるもの	近傍類似の土地の時価に <u>0.022</u> を乗じて得た額			
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額			
法施行令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額			
その他のもの			<u>9,300円</u>	<u>6,200円</u>	<u>4,100円</u>

[備考 略]